

X線作業安全管理指標

当社ではコンクリート内部探査にX線を取り扱うことから、第3者への被ばく防止を基本原則として、以下の通り安全管理の指標を作成し、その遵守を徹底して作業を行います。

1. X線作業の安全基本原則

作業の実施にあたっては第3者への被ばく防止を第一に、適正な放射線量及び照射時間の選択、遮蔽の処置、立入禁止区域の設定により被ばくを避ける。

2. 立入禁止区域の設定

立入禁止区域は放射線源より5m以内の場所（外部放射線による実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下の場所を除く）とする。（電離放射線障害防止規則第3章第18条第1項より）
フィルム側やコンクリート床・壁を隔てた区域は1mを立入禁止区域とする。（照射方向）

3. 立入禁止区域の安全管理

立入禁止区域は、エックス線作業主任者が境界の設定と管理を行う。第3者の通行が多いような状況では必要に応じて標識の設置やカラーコーンとバーもしくはテープ等による通行止めの措置を行う。

照射を始める前に立入禁止区域内に人が居ないことを再度確認した上で照射を行う。
照射中は立入禁止区域内に第3者が入らないように適宜監視員を配置する。万が一立ち入る者があった場合は即時に照射を停止する。

4. X線探査従事者

X線装置を操作する者、フィルムを装着する者等、管理区域内に担当業務を持つ者を従事者とする。

作業単位内にはエックス線作業主任者を配置する。エックス線作業主任者は常に資格証を携帯し、提示を求められた場合は提示すること。

5. 安全管理指標の遵守

X線探査従事者は以上の安全管理指標を遵守するものとする。遵守できない者は株式会社レイテックのX線探査従事を禁止する。